平成２５年（フ）第４６号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚559番地１
債務者　パソップヤンマリー
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
福岡県大牟田市平原町52番地３　県営住宅龍湖瀬団地208号
債務者　奥苑　広美（旧姓大渕）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第６号
福岡県大牟田市大字草木1014番地
債務者　赤峰　裕二
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７号
福岡県大牟田市上白川町２丁目106番地
債務者　橋本美智子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５５号
愛知県西尾市道光寺町東縄４番地１　緑風館Ａ棟103号室
債務者　福岡登志枝
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６号
川崎市川崎区浜町４丁目17番25号　サンタクルス103、前住所川崎市川崎区藤崎２丁目13番18号　第１富士荘103
債務者　藤本　　恵
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
川崎市中原区丸子通２―667―２号、住民票上の住所岩手県久慈市小久慈町第22地割47番地19　サザエハウス５号
債務者　下坪　春雄
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
川崎市川崎区新川通１番12―505号　メインコープシンヤ
債務者　大越　正子（旧姓高木）
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
川崎市川崎区大島３丁目30番５号、前住所川崎市川崎区追分町６番15―203号　エミネンスミシマ
債務者　前田　　学
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
川崎市川崎区四谷上町14番12号
債務者　寺内千津子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
川崎市川崎区境町13番７号　オリーブハイツ201、前住所川崎市川崎区池上町10番16号
債務者　金本　卓弥
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
川崎市川崎区本町２丁目10番地15　トップ川崎第５―806
債務者　大越　　修
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
横浜市港南区日野７丁目２番８号　プレミール港南301
債務者　佐藤　政博
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６６号
神奈川県海老名市中新田１丁目８番７―101号
債務者　田中誠一郎
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６７号
神奈川県海老名市中新田１丁目８番７―101号
債務者　田中　真弓
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部